

お知らせ

平成 26 年 (2014 年) 5 月 1 日
宇 部 市 上 下 水 道 局

宇部市上下水道局発注工事の調査基準価格 及び最低制限価格の引上げについて

このことについて、下記のとおり制度の改正を行いますので、お知らせします。

記

- 1 低入札価格調査制度に係る調査基準価格の設定及び最低制限価格制度に係る最低制限価格の算定に用いる直接工事費の率を95%から100%に引き上げます。
- 2 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の対象工事の区分を土木系工事、営繕系工事及び上下水道施設の機械・電気設備工事に改めます。

旧	新
<p><u>土木等一般工事</u></p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接工事費 × <u>95%</u> ・ 共通仮設費 × 90% ・ 現場管理費 × 80% ・ 一般管理費等 × 70% <p>※ 調査基準価格は各々の合計値</p>	<p><u>土木系工事(土木等一般工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事)</u></p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接工事費 × <u>100%</u> ・ 共通仮設費 × 90% ・ 現場管理費 × 80% ・ 一般管理費等 × 70% <p>※ 調査基準価格は各々の合計値</p>
<p><u>建築工事及び機械設備・電気設備・解体工事</u></p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (直接工事費 - 直接工事費 × 10%) × <u>95%</u> ・ 共通仮設費 × 90% ・ (現場管理費 + 直接工事費 × 10%) × 80% ・ 一般管理費等 × 70% <p>※ 調査基準価格は各々の合計値</p>	<p><u>営繕系工事(建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事及び解体工事)</u></p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (直接工事費 - 直接工事費 × 10%) × <u>100%</u> ・ 共通仮設費 × 90% ・ (現場管理費 + 直接工事費 × 10%) × 80% ・ 一般管理費等 × 70% <p>※ 調査基準価格は各々の合計値</p>
<p><u>下水道施設の機械・電気設備工事</u></p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (機器費 × 90% + 直接工事費 - 直接工事費 × 10%) × <u>95%</u> ・ 共通仮設費 × 90% ・ (現場管理費 + 直接工事費 × 10% + 据付間接費 + 設計技術費) × 80% ・ 一般管理費等 × 70% <p>※ 調査基準価格は各々の合計値</p>	<p><u>上下水道施設の機械・電気設備工事(機械器具設置、鋼構造物、プラント電気、マンホールポンプ設備等)</u></p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (機器費 × 90% + 直接工事費 - 直接工事費 × 10%) × <u>100%</u> ・ 共通仮設費 × 90% ・ (現場管理費 + 直接工事費 × 10% + 据付間接費 + 設計技術費) × 80% ・ 一般管理費等 × 70% <p>※ 調査基準価格は各々の合計値</p>

- 3 低入札価格調査判断基準の数値的判断基準のうち、直接経費(直接工事費＋共通仮設費)の率を75%から80%に、管理費(現場管理費＋一般管理費)の率を30%から45%に引き上げます。

旧	新
2 数値的判断基準 (1) 見積内訳書の審査基準 ④ 直接経費(直接工事費＋共通仮設費) <u>75%以上</u> ⑧ 管理費(現場管理費＋一般管理費) <u>30%以上</u> (2) 判断基準額 <u>機械設備・電気設備工事 調査基準価格×0.88</u>	2 数値的判断基準 (1) 見積内訳書の審査基準 ④ 直接経費(直接工事費＋共通仮設費) <u>80%以上</u> ⑧ 管理費(現場管理費＋一般管理費) <u>45%以上</u> (2) 判断基準額 <u>廃止</u> <u>ただし、上下水道施設の機械・電気設備工事については調査基準価格×0.88とする。</u>

4 最低制限価格

- ① 土木系工事(土木等一般工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事)
 低入札価格調査制度の土木系工事の調査基準価格と同額
- ② 営繕系工事(建築工事、営繕系機械設備工事及び営繕系電気設備工事)
 低入札価格調査制度の営繕系工事の調査基準価格と同額
- ③ 上下水道施設の機械・電気設備工事(機械器具設置、鋼構造物、プラント電気、マンホールポンプ設備等)
 低入札価格調査制度の上下水道施設の機械・電気設備工事の判断基準額と同額
- ④ 解体工事
 予定価格の入札書比較価格の75%

平成26年5月1日以降公告、公募又は指名通知するものから適用します。